

いすみ市入札参加者営業所等認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いすみ市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「資格者」という。）について市内業者又は準市内業者（以下「市内業者等」という。）として認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本店等 本店、本社又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により許可を受けた主たる営業所をいう。
- (2) 支店等 支社、支店又は建設業法の規定により許可を受けた従たる営業所をいう。
- (3) 市内業者 資格者のうち、いすみ市内に本店等を有している業者をいう。
- (4) 準市内業者 資格者のうち、いすみ市内に支店等を有し、次のいずれにも該当する業者をいう。
 - ア 支店等が本店等から年間委任をされている業者であること。
 - イ 支店等が請負契約の見積り、入札、契約締結等の実態的な行為を行う業者であること。

(認定要件)

第3条 市内業者等として認定するに当たり必要な要件は、本店等又は支店等が次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事務所は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 事業用の建物（兼用住宅のうち、居住部分と事業用部分が完全に分離し、かつ、入り口が別であるものを含む。）であること。
 - イ 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機その他の事務用機器が専用で具備されていること。
 - ウ 事務所の所在を明らかにした看板、表札等が表示されていること。
- (2) 営業活動を行い得るよう次に掲げる人的配置がなされていること。
 - ア 責任者が存在し常駐していること。
 - イ 建設工事にあつては、建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任で配置されていること。
- (3) 営業に係る帳簿類や職員の出勤簿を備えていること。

(4) 常時連絡が取れる体制となっていること。

(5) いすみ市への法人市民税納付の実績があること。ただし、支店等の新設により納付実績のない業者は、法人設立・設置届出書の事業所控の写しを提出することによりかえることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市内業者等と認定しないものとする。

(1) 支店等の配置人員が市外の本店などと兼務になっていて、不在となる状態が頻繁な場合

(2) 常時支店等が転送電話になっている場合又は連絡員の配置のみで、単なる取次ぎを行っている場合

(3) 第4条の報告書を提出しない場合

(4) 第5条の実態調査（以下この号及び第6条において「実態調査」という。）に協力しない場合又は実態調査により前項の要件を満たしていないと認められた場合

3 前2項の規定は、一般競争入札の参加資格条件又は指名基準における資格者の営業所等の所在地に関する条件として活用する。

(報告書の提出)

第4条 市長は、前条の認定をするに当たり必要と認めるときは、市内業者等に該当する資格者に対して、営業所等の状況報告書（別記様式。以下「報告書」という。）の提出を求めることができる。

(実態調査)

第5条 市長は、提出を受けた報告書に基づき当該事務所を訪問し、現場の確認、聴き取り等の実態調査を行うことができる。

(認定の取消し等)

第6条 市長は、市内業者等として認定を受けている者が、報告書を提出しない場合、実態調査に協力しない場合又は実態調査によって第3条の要件を満たしていないと認められる場合は、その認定を取り消すものとする。

2 実態調査の結果、報告書の内容に虚偽が判明した場合は、いすみ市入札参加資格者指名停止基準別表第1-1（虚偽記載）に該当するものとして、必要な措置を行う。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

3 法人市民税の納付状況

納付実績あり 納税証明書を提出してください。

納付実績なし 法人設立・設置届出書の事業所控の写しを提出してください。

【注意】 納付実績がない場合(法人設立・設置届出書の写しを提出した場合を除く。)は、市外業者として取扱います。

4 営業所等の写真

(1) 営業所等全景



(2) 営業所等内部

